

NO. 4	議席番号	氏 名	質問事項・要旨及び答弁者
	4	吉 田 裕 幸	
<p>1. 下水道事業の取り組みについて</p> <p>昨年9月の定例会において、平成24年度水道事業会計が約23,000千円という収支不足が報告されました。大きな要因としては、新幹線工事の終了に伴う人口減や町民の自然減が原因であるという説明でした。</p> <p>平成17年に水道料金改定について審議した際も、新幹線の開通後にはある程度の想定をしていましたが、もうひとつの要因としては財政難の中での下水道污水管渠新設工事が計画以上に進まず、接続率も当初計画で本町地区は70%でしたが、現在は60%にも満たない状況です。</p> <p>町長は、執行方針の中で、「下水道接続率の向上に引き続き努力する。」と明言していますが、私も同様に強化すべきだと思っています。</p> <p>そこで、下水道法第11条の3第1項では、「処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有するものは、当該処理区域についての第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所に改造しなければならない。」また、第11条の3第3項には、「公共下水道管理者は第1項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。」と法律で定めています。</p> <p>円滑な下水道事業を進めることは法律で明記されていますが、このことについて町長の所見を伺います。</p>			町 長